

議長（滝内久生君） 質問順位 5 番、1 つ、南伊豆地域ごみ処理事業計画の中止を求める。
2 つ、下田市の海水浴場の運営について。3 つ、新型コロナウイルスの市内感染状況とその
対策について。

以上 3 件について、13 番 沢登英信君。

〔 13 番 沢登英信君登壇 〕

13 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長に御紹介いただいた順に
趣旨質問をさせていただきます。

まず、南伊豆地域ごみ処理事業計画の中止を求める立場からお尋ねをいたします。

1 市 3 町の焼却炉を下田市敷根の現在地に建設する計画は、まさに無謀と言わざるを得ま
せん。焼却炉の建設予定地は、下田町から下田市への発展とともに、住宅地に囲まれた人口
密集地となり、文教地域となっているわけであります。建設適地でないことは明らかであり
ます。どうしてここに建設をしようとするのか、お尋ねをいたします。

ダイオキシンや水銀、鉛、カドミニウムなどの有害物質を含んだばいじんや、煙突からは
CO₂や硫黄酸化物、窒素酸化物、あるいは塩化水素等の微量の粒子を排出します。健康不
安をもたらす施設は人口密集地に持ってきていけないことは明らかではないでしょうか。し
かも 3 町のごみを含めると、燃やす量は 2 倍となり、もう一つ、焼却炉を造るような事態
となるわけであります。

交通渋滞も予想されます。観光バスよりもごみ車が多く押し寄せるようなことになり、子
どもたちの交通安全上も問題であります。南海トラフ地震に備え、そのための居住地が高台
に移ってきてまいっております。このような事情を考えずにまちづくりを進め、都市計画を
進めてはいけないと思います。市長はどのようにお考えなのか、重ねてお尋ねをいたします。

次に、一般財団日本環境衛生センターに委託した、循環型社会形成推進地域計画及び南伊
豆地域における広域ごみ処理基本構想再策定はつくられたのか、お尋ねいたします。その内
容を説明をしてください。

日本環境衛生センターがどういう経過でここに委託することになったのか、お尋ねをいた
します。この団体に参加してる企業の多くは、焼却炉を造る団体であります。それ以外のも
のはあまり得手ではないと、そういう事業者であろうかと思うわけであります。

国は 2050 年度までに CO₂ をゼロにするとしております。まさに気候変動に対応するた
めの施策は、待ったなしの状況ではないでしょうか。北アメリカやカナダにおけます高温火事、
火災、そして中国におきます水害、日本におきましても、毎年々、水害、台風の被害に遭っ

ている事態でございます。気候変動に対しましては、CO₂を2050年度までにゼロにし、1.5度以下の上昇にとどめなければ、多くの生物が生きることができない、そういう社会になる、世界になると指摘がされてまいっているわけであります。このような中で、CO₂ゼロ、ごみゼロの運動を支えております環境型社会形成に、1市3町の広域ごみ焼却場の建設は、まさに反していると言わざるを得ないと思います。

また、市長は、資源化できるものについては1市3町で協議し、取り組んでまいりますと、令和3年7月7日の稲生沢川流域問題研究会の方々に文書答弁をしているところでございます。どのような形でこの資源化を協議し、この期間、取り組んでまいっているのか、お尋ねをしたいと思います。

2000年にできました循環型社会形成推進基本法は、廃棄の優先順位を次のように定めてまいっております。まず、ごみを減らす。2に、使えるものは再度使う。3番目に、戻せるものは資源に戻す。4番目として、戻せないものは燃やしてエネルギーに替える。5番目としまして、それでも残ったものは埋立処分をする。これに当てはめると、1市3町の焼却炉建設計画はどのように当てはめられるのか、お尋ねをしたいと思います。私の見るところ、単純に燃やし、そして、その灰は民間の事業者に委託して処理をする。これではまさに循環型社会そのものに反する計画となっているのではないのでしょうか。

一般的に、可燃ごみの40%、重量にしますと約半分、50%が生ごみであると言われております。そして、生ごみの90%は水分であります。これを焼却することは、エネルギー、油の浪費であります。生ごみを分別収集して活用する計画を検討する必要があることは明らかであると思います。残りは紙やプラスチック類となり、燃やさなくてもリサイクルすることができるわけであります。そこで下田市の生ごみの実態はどうなっているのか、併せてお尋ねいたします。例えば学校給食の残飯はどうなっているのか、焼却炉に持ち込まれているのかと思いましたが、年間の量はどのくらいになるのか。

3点目としまして、どうして他町のごみまで下田市敷根に持ち込んで焼却処分をしなければならないのでしょうか。1市3町の焼却炉の処理能力は、年間4万5,570トンであります。平成30年度のこの1市3町の実績は、1万8,032トンであります。処理能力の40%程度しか使われていないということであります。焼却炉は1市3町全体で考えれば、各市町にあり、足りているということであります。ない施設は最終処分場であります。どうして最終処分場建設計画がないのか、市長にお尋ねをいたします。

4点目としまして、このような計画を進めていきましたは、財政破綻を来す計画でありま

す。建設費に106億円、運営費に30年間で182億円、計288億円を使う計画となっております。収集運搬費は含まれておりませんので、これを含めると、優に300億円を超えるということになります。年間10億円以上にもなるわけであります。下田市の持ち分は建設費42億円、運営費82億円、計124億円で、年間経費を30で割りますと4億円程度ですが、運搬費を含めると5億円を超えるような金額となってまいります。ちなみに令和2年度の決算数字では、焼却炉と焼却炉の運転費を含めましても3億2,000万円、この金額には収集費も、運搬費も含まれておるわけであります。まさに5億円と現状の3億2,000万円を、数字を単純に比較しても、財政破綻を来す計画でしかないと言わざるを得ないと思うわけであります。

第5点目に、循環型社会とは、使い捨て商品を使わず、ごみは燃やさず分別し、資源化することであります。電気やガス、肥料や飼料等をつくることになり、農業や他の産業とつなげることが必要であります。したがって、まちづくりそのものの取組となるわけであります。庁舎建設事業においても担当部署が設置されました。環境対策課以外の担当部署を設置し、2名以上の職員を置き、計画づくりを進める必要があるかと思えます。焼却炉ありきの計画から、市民みんなのまちづくり計画にさせていただきたいと思うものであります。市長の所見をお伺いいたします。

なお、燃やさない1つの例といたしまして、福岡県三潴郡大木町の循環施設「くるるん」を参考資料として皆さんのお手元に配らせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

なお、付け加えれば、3月議会では、私の質問に市長は、大崎町の焼却炉を持たない地域の実例を82%のリサイクル率を持っている自治体の紹介をしていただいたところでございます。1市3町の焼却炉を造るという計画は、市長自らの理念とも相反している内容ではないかと思うわけであります。

なお、平成31年3月29日に環境省は、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてという通達を出しております。この中では、持続可能な適正処理の確保、PFIや長寿命化、あるいは2点目として、気候変動の対策の推進、3点目として、廃棄物の資源化、バイオマス活用の推進、4点目としまして、災害対策の強化、5点目として、地域の新たな価値の創設と、こういうことがうたわれているわけでありますが、当然、この廃棄物処理計画、1市3町の焼却炉につきましても、このような環境省の指導基準に合わせて実態がどうなっているのか、チェックをする必要があるかと思えますが、どのようにチェックをされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、下田市の海水浴場の運営についてをお尋ねします。

白浜大浜海水浴場の違法業者対策はどのように進められてまいったのでしょうか。特に、松木市長が大変努力されてきておりますので、この機会に、ぜひともこの課題は解決をしていただかなければならないと思うわけであります。パトロールの実施とその効果についてお尋ねをいたします。

海水浴場条例の罰則適用を前提としました指示書を出したということですが、その指示書の内容とその後の対応についてお尋ねをしたいと思います。条例第6条、禁止行為、浜地でのパラソルやベッド、飲食物の販売、賃貸または保管、浜地の保管も規制をしているわけであります。また、勧誘すること。条例第7条では、中止の指示。第9条では、罰則（行政刑罰）、告発までを見通している条例となっていようかと思うわけであります。

そして、ただ単に条例だけではなく、浜地で営業をしているわけですから、当然、課税当局として、業者を特定し、課税をする必要がある。また、若者を泊めて作業に当たらせているということになれば、労働条件や青少年の補導の問題、いろんな面からのこの違法業者へのチェック体制が必要であることは明らかであろうかと思うわけであります。このような体制をぜひ取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、夏期海岸対策協議会原田支部の運営について、どのような組織が今年担当することになったのかと。また、どのような運営がこの組織によってなされたのか。浜地内のレンタル事業やサービス事業が行われたと聞いておりますが、その点をどのように評価をしているのかと。

私は、そういう意味では、必ずしもサービスがないから、その隙間に不法営業の業者が入ってきたと、こう考えるべきではないのではなかろうかと。むしろ下田の自然、この自然な海水浴場を満喫していただく。サービスが要らないというわけではなくて、浜地内でのサービスの在り方というのは十分検討する必要があるのではないかと思うわけであります。そして、それぞれ海水浴場によって、その内容も違ってくるとというのが実情ではないかと思うわけであります。

さて、令和3年度下田市夏期海岸対策協議会、令和3年7月6日の予算書によりますと、委託料が3,528万円のうち、2,400万円が海水浴場の監視業務だと、こうなっているわけであります。そして、白浜大浜警備員の配置業務が514万2,000円、同感染症対策設置業務が526万9,000円だと。九十浜の海水浴場の感染症対策、2メートル間隔でロープを引いたというこの業務であろうかと思いますが、80万3,000円となっているわけであります。それらの評

価、成果をどのようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

令和元年度の海水浴の入り込み数は41万3,310人、令和2年度は18万4,800人、今年の令和3年は、伊豆新聞紙上の報道によりますと14万1,000人余だと。コロナ禍の中で、入り込み客数が減るのは残念ではありますが、いたし方ない面もあるうかと思いますが、このような中で、令和2年度決算が3,910万円に対しまして、令和3年度の予算額は5,591万8,000円、こうなっているわけであります。財政上も今後どのようにしているのか、総括する必要があるうかと思えます。5,591万円のうちの、そのほとんどは市の補助金であります。コロナ対策のため、1,900万円からの支出が出ておりますので、その分は例年よりも多くなるという事情は当然出てこようかと思うわけでありますが、いわゆる地元の駐車料や等々の収益をもって、海水浴場を運営をすると、こういう形で長い間、来たかと思うんですが、ここ令和3年度は、そのような形態だけではなくて、むしろ多くの補助金を市が支出をして、それを支えなければならないと、こういう現状になっていようかと思うわけであります。

そういう観点から申しますと、そういう方向で、2年、3年と進んできているわけですが、果たしてそういう方向で運営が可能なのかどうなのか、検討する時期に来ているような気もするわけですが、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、やはり海水浴場としてどのように整備をしていくかという観点も必要かと思うわけであります。吉佐美舞磯浜海岸空地及び市道下条線の違法占用は是正がされたのでしょうか。県との関係もあるうかと思えますが、お尋ねをいたします。

令和3年度下田市海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインはどのように活用されたのか。まん延防止等重点措置、それから緊急事態宣言時の海水浴場の運営については、それぞれ協議して、今年の場合は決定をするという形になっていたかと思えますが、多くの海水浴場では、閉鎖したところもあるうかと思うわけですが、どのような考えで現状のような運営形態をされたのか、お尋ねしたいと思います。

また、今年の夏の事故死とその対策についてお尋ねいたします。私の通じるここでは、4人の方が事故死をされているようではありますが、本年の事故死がどういう形態で起きたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、海水浴場、海岸ごとの危険情報を周知させる必要があるのではないかと思います。遊泳禁止でもサーフィンはやってよいとすることについては疑問を感じるわけであります。サーフィンのベテランの方も、この波ではちょっと出たは危険だと、こういうことを言って、海に出ていかない方もあるわけではありますが、そういうことからいきますと、やはり防災上、

一定の検討が必要ではないかと思うわけであります。

次に、ライフセーバーの配置についてお尋ねします。本年度は本部から各支部に配置をすると、こういうことにしましたので、現場の判断ではなく、ライフセーバーの責任者の方が本部と連絡を取って対応をすると、こういう形になったかと思うわけです。そのことによって伝達が遅れ、現場の海水浴場とのそごが出るというようなことがなかったのか。その内容がどのような形で海水浴のお客さんに伝えられたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、海水浴場を閉鎖した中での安全対策や監視体制はどのようにすべきなのでしょうか。議論がされてまいったかと思うんですが、その内容を御紹介いただきたいと思います。

6点目としまして、海水浴場の施設整備についてであります。吉佐美大浜海水浴場をはじめ、市営トイレのない海水浴場のトイレ整備と管理についてをお尋ねをしたいと思います。

次に、入田浜海水浴場の護岸整備と、この市道認定についてもお尋ねをしたいと思います。昨年9月の台風によりまして、入田浜海水浴場の護岸が壊され、砂地ですので、そのままですと、道路敷地まで影響してくると、壊されるという心配が出ていようかと思うわけであります。

次に、新型コロナウイルスの市内感染状況とその対策についてお尋ねをしたいと思います。

新型コロナウイルスが感染症が爆発する中、第5次の緊急事態宣言は21都市、先日はそのうちの19都市がさらに30日まで延期をされるという報道がされていようかと思えます。静岡県も対象地域であり、まん延防止措置、そして今日は緊急事態措置が続けられているわけがあります。これはまさに政府による人災と言えるのではないかと思います。オリンピックの強行や検査の抑制、原則自宅療養、自己責任論のこの致命的な欠陥を克服していく必要があると思えます。そこでお尋ねいたします。

今日9月4日現在の状態は、144人の市内感染者がいると報道されておりますが、現在の療養者は何人で、入院者、あるいは自宅療養やホテル療養者は何人でしょうか。また、下田メディカルセンターや保健所はどのような役割を果たしているのか、お尋ねいたします。

次に、感染拡大をどのような形で阻止しようとお考えなのでしょうか。

児童、生徒（12歳未満）のこの防止対策についてどのように検討されているのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、ワクチン接種の実績とその効果についてお尋ねいたします。

営業や生活支援がもう一方では求められていようと思えます。市独自支援の取組の事例と、国への要望なくして、今日のこの危機的状況を救うことはできないのではないかと思います。

持続化給付金や家賃支援給付金、特別定額給付金や医療機関への減収補填について、再度実施するよう政府に強く求めていただきたいと思います。市長の所見をお伺いいたします。

以上で趣旨質問を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） 結構です。

議長（滝内久生君） それでは、午後1時まで休憩します。

午前11時50分休憩

午後 1時 0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは、ごみ処理事業計画について及び新型コロナウイルスの対策、この2点、お答え申し上げます。

私たち現代人の暮らしは、環境負荷をどんどんどんどん大きくして、そうして便利な暮らしを成り立たせております。私たちは生きてるだけで二酸化炭素をこうして排出する。ですから二酸化炭素ゼロという話は必ずしも排出をゼロにするという意味ではなく、吸収量と、吸収する森とか森林とかの吸収する量とバランスを取ろうと、こういうことです。それがカーボンニュートラルな思想です。言うまでもなかったかもしれませんが。

そして、私たちが今、下田市として循環型社会を目指そうと宣言し、その過程として焼却のごみ量をできる限り抑えていく、これについて1市3町で連携して取り組むのが広域ごみの基本構想でございます。具体的には、例えば生ごみ、先ほど議員が御指摘ありました生ごみの水切り、これはかなり有効であるというふうに言われています。そのほかにも、雑紙の回収がまだ十分ではないためにこれを高め、また、プラスチックごみについてのリサイクル、こうしたことを図っていくと。そうすることで、ごみ焼却場そのものの規模も相当規模まで圧縮できるんじゃないかというふうに考えております。

新たな部署設置につきましては、今、環境対策課担当となりまして、横断的な調整をして、やってるところでございますので、人的コストだとか金銭的成本を考えると、この形態

での検討が、現在の形態での検討が最も合理的というふうに考えてるところでございます。

2点目としまして、コロナウイルスについてでございます。感染拡大の防止策としまして、今、私どもが第一に進めておりますのがワクチンの接種でございます。これは重症化や死亡リスクを低減することができるというエビデンスがございますので、この実証されているワクチンについて、なるべく幅広く受けていただくように工夫してるところでございます。そのかいありまして、9月5日現在、ちょっと古いんですけども、9月5日現在でも1回目が約8割、2回目が約7割と順調に推移してるところでございます。今後、市全体で8割程度を目指してまいりたいと考えております。

国ではワクチンの接種が一定レベルになったら、昔の日常に近い形に緩和できるんじゃないかといった議論が始まっております。まさに賀茂地域は人口が少なく、しかも高齢者が多いことを考えますと、こうしたことに対して強みがある。この強みを生かして今後、ワクチンを推進してまいります。

また、それだけではなく、新・下田モデル、これは個人レベルでの対応ということで、まさにこうしたライフスタイルとして私たちは感染防止に一人一人が取り組むこと、そして、それが定着することを目指してまいります。

また、濃厚接触者が特定し切れないような市中感染、前回もございましたけれども、こうしたときには、医療的なアプローチ、つまり保健所がやっている感染者からたどっていくというだけではなく、もう少し別の角度、私はそれを防災的なアプローチと呼んでますけども、もっと広めに囲い込みをする。前回それをやりました、市役所で可能性のあるところは全部拾おうじゃないかということで、二重の囲い込みを行いました。そうした対応も行って、私たちとしては感染拡大を防止していくというところでございます。

以上でございますが、1点、ごみ処理の中で議員の発言について、ちょっと気になるところがございますので申し上げます。議員の最初の冒頭のお話の中に、今、ごみ焼却場の煙突からカドミウム、ダイオキシン、鉛、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等が排出され、健康不安をもたらす施設はこんなところに持ってきてはいけないというふうにおっしゃいました。私はこれについては、エビデンスはどこにあるのか。私どもは当然測っております。毎日そこで額に汗して働いている人たち、職員、そういった人たち、関係者への仕事に対する誇りをおとしめることになるのではないかとこのように私は危惧しております。コロナ禍の社会においては、悲しいことにデマや中傷、誹謗中傷、そういったものが非常に今、流行しています。議員はそんなことはなさらないと思いますが、冒頭のこの発言については、私と

しては看過できない表現がございましたので、もしエビデンスがあるなら教えていただきたい。でなければ訂正していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからは、南伊豆地域ごみ処理事業計画の中止を求めるということで幾つか御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

初めに、南伊豆地域広域ごみ処理事業焼却場の建設適地ではないことは明らかではないでしょうかという御質問でございます。こちらにつきましては、既に御説明を申し上げておりますけれども、現在の敷根の土地につきまして、既に都市計画に、現在の都市計画に定められております、その現在の敷根の清掃センター用地、こちらにつきましては交通アクセス面でありますとか、あるいは周辺の土地利用との整合性、そして先ほど市長も申し上げてますとおり、常日頃の環境面での測定も行っているなど、各種要件、整っておるところでございます。こちらを基本的な候補地として、この協議を進めているものでございます。

現施設における公害測定の結果につきましては、いずれも基準値を下回る、大幅に下回る水準にあります。新施設においても高度な焼却技術を導入し、さらに厳しい自主基準値を設定することで、従来より安全な処理の実現と環境負荷の低減に努めてまいります。さらに環境アセスメントを行う予定であり、懸念される交通量の増加につきましても、今後、効率的な収集運搬体制等を検討する中で、必要な交通安全対策についても検討してまいりますところでございます。

続きまして、日本環境衛生センターに委託しております循環型社会形成推進地域計画及び基本構想の策定についての御質問でございます。広域ごみ処理基本構想につきましては、ごみ処理の現状や課題、ごみ処理技術の動向、ごみ処理行政の動向等を整理し、広域化の基本方針や施設整備の方針等を取りまとめていくもので、内容も精査、各市町での確認等が必要なことから、委託業務の履行期間、9月末までにそれぞれの町との調整を終え、それぞれの市町においてお示しをする予定でございます。

また、循環型社会形成推進地域計画は、市町村が廃棄物の3Rを総合的に推進するための広域的かつ総合的な廃棄物処理リサイクル施設を整備を計画するもので、11月中に作成を終え、県へ提出することを予定しております。

それから、下田市の生ごみの実態及び学校給食の残飯等の処理はという御質問でございますが、下田市内の生ごみにつきましては、年4回、ごみ質調査を実施しておりまして、こち

らの調査によりますと、可燃ごみのおよそ15%程度を占めるというふうに思われております。家庭から排出されるもののほか、ホテル、旅館、飲食店等から排出される事業系のものも相当量はあると思います。学校給食の残飯につきましては、給食センター内にあります残菜処理機により粉碎、脱水を行いまして減量し、後に清掃センターに運び込まれておりまして、失礼しました、量ですけれども、平成31年度が、今、担当課のほうからいただいているデータで、年間の残食量が平成31年度の数字で9,224キログラム、うち主食分が2,548キログラム、その他が6,676キログラムで残食率が7.44%というふうになっております。1日当たりの残食数にしますと、およそ50キログラム程度でございます。

続きまして、どうして他町のごみを下田市に持ち込んで焼却処分しなければならないでしょうか。それから最終処分場建設計画という御質問についてお答えします。

1市3町で稼働中の焼却炉は、老朽化が進んでおります。ごみ量の減少や施設の処理能力の低下、修繕費用の増加等により維持管理コストが増大し、非効率な施設運営となっております。この課題に対応する1つの方法として、広域化を検討しているところでございます。4つの施設を1つの新しい施設とし、喫緊の課題であるこの老朽化した施設の更新の必要性及び各市町で負担となっているコストの削減につながるものと考えております。

最終処分場についてですが、こちらにつきましては各市町のごみ処理基本計画の方針等を踏まえまして、広域協議では当面、民間委託による最終処分の確保を継続していく方向性となっております。焼却残渣の一部資源化など、最終処分量の削減に向けた検討も進めておりまして、最終処分の在り方については今後も引き続き1市3町、課題として協議を続けてまいります。

それから、下田市が財政破綻するのではないかという御質問でございます。こちらにつきましては、事業費については今後、施設規模等を踏まえ、より詳細な検討を行うこととなりますけれども、広域化により各市町が単独で施設整備をする場合と比べ、事業費の削減効果があるということが既に調査結果で示されており、2月の全協等でも資料としてお示しをしているところでございます。現在策定中の基本構想や、次の基本計画において、適切な施設規模を精査していくとともに、国の交付金を活用するなどし、自己負担の軽減に努めてまいります。

それから、平成31年に国のほうから出された通知でございます。平成31年3月29日付、環境省令ですけれども、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてということで通知が発出されております。こちらの中で、こちらについ

ては県に対して広域化、集約化について計画を策定し、今後の持続可能な適正処理の確保に向けた広域化、集約化に係る計画を策定して、これに基づいて安定的かつ効率的な廃棄物処理の体制を構築するようという形で出されております。この中で、沢登議員おっしゃるような形でいろいろの注意点がございまして、その冒頭では、持続可能な適正処理の確保ということで、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があるなどということなどのほか、廃棄物の資源化、バイオマス利活用の推進等のほか、災害対策、そういった幾つかの点が述べられております。現在、県のほうで県の広域化の計画について策定を進めているところでございまして、県のほうでも地域の実情に応じた形で計画の作成が進められているというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは、海水浴場の関係に関する御質問にお答えをしたいと思います。

まず、パトロールの関係でございますが、パトロールにつきましては、白浜臨時派出所に勤務する警察官に同行いただき、条例違反行為の中止の指示に加え、入れ墨対策や飲酒禁止の注意喚起を主に行ってまいりました。条例違反業者対策といたしましては、パトロールのほかにも、本年度はさらに抑止力を持たせるために防犯カメラも2基設置いたしましたほか、何より効果的だったと思われましますのは、原田支部の御尽力により、原田支部が浜地内でレンタル営業を行ったことによりまして、条例違反業者の営業拠点を後方に追いやったことだと感じております。

また、条例違反行為に対します指示書の発出は3件行っておりますが、これはパラソル、ベッド、マリン用品を浜地内に営業のために保管していることに対し、発出したものでございます。指示書におきましては、2時間程度以内での撤去を指示してございまして、指定した時刻に確認をいたしましたところ、全ての事案において撤去がなされておりました。

これらの状況を警察署のほうに説明をいたしまして、罰則の適用に結びつけていくための協議を現在しているところでございます。

次に、夏期対原田支部の運営についてでございますけれども、本年度の原田支部につきましては、NPO法人海クラブ伊豆、伊豆白浜観光協会、原田区の3者の協働による運営となりました。この体制が整いましてから、準備期間が非常に短い中で開設ができたことは関係

者の方々の御尽力によるものと考えておりまして、関係者には深く感謝しているところでございます。

さらに、浜地内でのマリノ用品のレンタル、また飲料品の販売など、例年以上の取組もされ、それらが結果として条例違反営業の対策に大きな役割を担っていただけたと実感しております。

来年度の運営につきましては、今年度の反省点も整理した上で、速やかに来年度に向けた協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それと、夏期対の予算に関連しまして、新型コロナウイルス感染症対策として、特に混雑いたします白浜大浜海水浴場と、密集度が高くなります九十浜海水浴場のソーシャルディスタンスを保つための柵の設置、白浜大浜海水浴場の警備員による健康チェック等につきましては、昨年度に引き続き実施させていただき、結果といたしまして、安全で安心な海水浴場としての運営につながったと考えております。

また、今年度の大きな変更点といたしましては、ライフセーバーの業務委託を夏期対の事務局によります一括契約といたしまして、監視体制の適正化に努めてまいりました。

議員御指摘のとおり、入り込み客数の減少が進みます中で、夏期対の予算、規模は増大しております。コロナ禍におけます海水浴場開設につきましては感染症対策は必須であり、必要な経費であったと考えておりますけれども、今後、費用対効果の面も含めまして、夏期対の反省会などで検証してまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインの関係でございます。昨年度の反省点を踏まえまして、ライフセーバーや保健所等の関係機関からの助言も受けながら、今年度のガイドラインを策定いたしましたけれども、このガイドラインに基づきまして、海水浴場の施設の運営や飲酒の自粛など、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。本年度はガイドラインに静岡県が示しますふじのくに警戒レベルに応じた海水浴場の開設に関します判断指標を設けまして、市内でのクラスターの発生、また警戒レベルの引上げ、さらにはまん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令などの状況の変化を受けまして、計6回の海水浴場対策審議会を開催いたしました。開設につきまして審議をしてまいりました。

最終的には8月20日に静岡県内に緊急事態宣言が発令されることを受けまして、8月18日に開催いたしました海水浴場対策審議会におきまして、8月22日をもって全ての海水浴場の開設を中止するという判断をいたしましたけれども、その後も海水浴客の来訪が容易に想定されるということで、ライフセーバーに関しましては、通常の監視業務から遊泳禁止に対す

る注意喚起を主とする業務に切り替えて対応をしまいたところでございます。

次に、夏の海の死亡事故とその対応についてということでございますけれども、本年度、重大な水難事故につきましては4件発生しております。そのうち1件は、サーファーによる事故となっております。海水浴場が遊泳禁止となっている際のサーフィンの取扱いでございますが、サーファーはサーフボードを使用しており、離岸流から自力での脱出ができること、サーフボードと足をリーシュコードで結んでおまして、サーフボードが命綱代わりとなること。また、日頃より波のあるところで練習をしているといったようなことから、現状では安全かどうかの判断はサーファー本人に委ねておまして、今後もその方向で考えてはおりますけれども、情報といたしまして、海岸ごとの危険情報等の周知につきましては、事故防止のためには必要と考えておりますので、サーフィンの関係団体等とも協議し、周知を図ってまいりたいと考えております。

ライフセーバーに関しまして、今年度、夏期対の事務局による一括契約といたしましたけれども、本部と支部の連携につきましては、支部長等を通じて連絡を密に取っておるところでございます。海水浴場の利用客の皆様には、看板や放送機材による放送により情報をお伝えしております。開設中止時におけます安全対策や監視体制につきましては、今後の反省会等におきまして検証してまいりたいと考えてございます。

次に、海水浴場の施設整備の関係でございます。吉佐美大浜海水浴場に隣接するトイレにつきましては、老朽化も著しいというようなことは承知してございます。吉佐美大浜への公衆トイレ設置の要望につきましては、地元区からもいただいておりますけれども、静岡県の観光地域づくり整備事業費補助金の活用にあたりましては、公衆トイレ単体での整備ということがなかなか難しいものですから、観光地エリア景観計画に基づきます面的な整備が求められますので、今後も地元区との協議を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。

白浜大浜海水浴場の違法営業者対策はどのように進められたでしょうか。課税、青少年の補導、勤務条件、あらゆる面からチェックをという御質問の課税の部分についてお答えいたします。

税の課税については、課税対象と考えられれば、下田税務署、下田財務事務所と相談をしまして、適正な課税に務めていきたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 引き続き、違法業者の対策で、青少年の補導関係ということで、青少年の補導につきましては、違法業者の従業員だけではなく、静岡県条例に基づいて、18歳未満の者に対し、午後11時以降、夜間徘徊として補導対象となり、警察のほうで対応していただいている状況となっております。生涯学習課においては、キャンプ禁止への対応と併せて、青色防犯パトロールを実施をいたしました。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうからは、舞磯浜の海岸空地及び市道下条線の違法占用は是正されたのでしょうかということでございますが、浜の違反占用問題につきましては、管理者である県より是正指導中であり、今後も問題解決に向け、引き続き連携してまいりたいと思っております。

次に、入田浜の浜の前の市道認定につきましては、私道を下田が市道にしようとする場合は、下田市私有道路の市道認定路線要綱というのがありまして、その全ての認定要件を満たすことができれば、申請手続を経て市道認定は可能と考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 私からは、入田浜海水浴場の護岸整備と、新型コロナウイルス感染症の市の支援の取組についてお答えをさせていただきます。

台風等により侵食された入田浜の護岸につきましては、道路側の土砂流出を大型土のう等の設置により抑えることで、民有地への海岸侵食を防止してございます。

今後の入田浜の護岸整備につきましては、長期的な視野で砂浜の自然復帰の状況、進捗の状況を確認しながら、地元の意向がまとまることなどの事業化への要件が整った場合には、海岸保全事業として検討してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響を受けた市内経済の回復と事業者支援のため、令和2年4月には、静岡県の休業要請に伴って、市内観光事業者等に休業要請を行い、感染拡大防止協力金休業要請分として、510事業者に1億200万円を交付したほか、感染予防分として836事業者に2,508万円を交付しました。同年10月には、市内経済の活性化を目的に、下田がんバル事業の開催補助を行ったところでございます。

市内事業者の資金繰り対策としましては、中小企業経済変動対策貸付金利子補給金として、県制度融資を受けた42事業者に利子補給を行いました。

首都圏に対して2回目の緊急事態宣言が発令されたことにより影響を受けた事業者を対象に、事業継続支援給付金として、623事業者に5,586万円を交付したところでございます。

市内事業者に対する補助金としましては、令和2年度に感染防止対策経営改善事業補助金や、中小企業販売力強化支援事業補助金を創設しました。両事業は令和3年度も継続してございます。

令和3年度におきましては、経済対策の一環としてプレミアム付商品券発行事業の補助を現在実施してございます。

県内の新型コロナ感染が拡大したことから、令和3年7月28日より、市内飲食店等に対し、静岡県独自の営業時間の短縮が要請され、8月8日よりまん延防止等重点措置の適用となり、8月20日から緊急事態宣言措置が適用されてございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 私ほうからは、新型コロナウイルスの感染拡大の措置についてお答えいたします。

市長のほうからワクチン接種に加えて、新・下田モデルの取組ということがございましたので、それについてお答えさせていただきます。

感染防止の対策の新・下田モデルの取組としましては、8月27日の全員協議会の今後の方針、また、昨日の矢田部議員の質問答弁に重なるところもございますが、現在、連携を図っております東京大学大学院、大澤教授より、下田モデルカードを有効に活用し、持続化させることが感染抑止のポイントとなるとの提言を受けております。

今後も、東京大学大学院、大澤研究室の連携の下、下田モデルカードのさらなる普及と持続により、感染防止対策を図ってまいりたいと考えております。

普及と持続に向けましては、8月23日に大澤教授と、あと三重大学大学院、近藤准教授、こちらの教授は参加型まちづくりやリビングラボを研究分野とする方で、その方も交えて、市若手職員と下田モデルカード利用促進に向け、ウェブによるワークショップを開催しました。また、昨日、伊豆新聞でも報道されましたが、9月8日には東急下田店で利用カードの利用実態調査、本日10日には、西本郷のマックスバリュで利用度調査をしております。併せて本日、メール配信によるアンケートを実施しております。これらの内容を基に、より使い

やすく、使いたくなるようなインシデントの拡大と、モデルカードの改良を図ってまいります。

なお、昨日、伊豆新聞でも報道されてましたが、使ってるという方が19%ということで、約20%と換算したときに2万人とすると4,000人満たないとなりますので、こちらのほうをもっと使いやすく、使いたくなるよう、いろいろ工夫していきたいと考えております。また、中に知らないという方も残念ながら、すみません、50%近くいましたので、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、新型コロナウイルスに関する御質問の中の、現在の療養者数、それから下田メディカルや保健所の役割及びワクチン接種の実績と効果について、3点について御答弁させていただきます。

まず最初に、現在の療養者数の関係でございます。静岡県では陽性患者やクラスターの発生した情報につきましては、細かな聞き取りが行われております。公表事項の有無を確認された上で、静岡県全体での状況が現在公表されてるところでございます。

ちなみに昨日公表されました県内の感染者数というのは3,154人です。現在の陽性者は3,154人というふうに報告されています。ちなみに入院中が12%、宿泊療養が5%、自宅療養が83%となっております。

下田メディカルセンターの役割についてです。下田メディカルセンターは、感染症病床2室、4床を所有します新型コロナウイルス患者の受入れの病院でございます。また、発熱外来、抗原・PCR検査の体制が取られており、それからあと、2次救急のほうも現在対応していただいているところで、賀茂郡内の連携体制の中心となっているところでございます。

続きまして、保健所の役割でございます。地域医療体制の確保、蔓延防止に関した業務が中心となり、具体的な内容といたしましては、相談業務、外来の受診調整、それから行政検査を行った後の検体の搬送、それから患者の入院措置、宿泊療養の調整、最後は疫学調査などが主な業務となっております。

続きまして、ワクチン接種の関係でございます。お手元のほうに1枚、A4横で下田市ワクチンメーターというものをカラー版で御用意させていただきました。先ほど市長から御答弁ございましたように、現在このような形で現在進んでおります。ちなみに1回目と2回目、全て足しますと、接種の合計が2万9,500回に及んでおります。医療従事者の協力の下、順

調に進んでいると考えております。

ワクチンに期待される効果につきましては、通常4点ございます。感染そのものを防ぐ感染予防の効果、感染しても症状が出ることを抑える発症予防の効果、症状が出ても重症にならないようになる重症化予防の効果、そして最後に、多くの方がウイルスへの抗体を持つことで社会全体が守られる集団免疫の効果などがあるというふうに言われています。

静岡県が発表された資料によりますと、8月下旬から1週間の感染者のうち、65歳以上のワクチン接種済みの世代、ですので7月末までに接種された65歳以上の高齢の皆様の方につきましては、県平均の4分の1の感染ということで、極めて感染者が少ない状況でございました。また、同様に8月下旬から5日間の県内のコロナ陽性者の調査を行ったところ、約8割の方がいまだワクチンの未接種者であったことなどから、発症予防効果が確認されているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、児童生徒への感染拡大防止対策についての御質問にお答えいたします。

緊急事態宣言が発令されている中、2学期を迎えるに当たり、8月20日には臨時校長会を開催し、今後の対応について協議を行いました。文部科学省及び県教育委員会の示す子どもたちの学びを止めないという姿勢を持ちつつ、感染リスクの高い活動は中止または延期するとともに、実行可能な活動は、感染対策を講じながら教育活動を進めていくことを確認しました。

8月27日開催の市議会全員協議会で御報告いたしましたとおり、9月実施予定の運動会の延期、10月初旬までに実施予定の修学旅行及び宿泊体験活動の中止または延期、緊急事態宣言発令中の校外活動は、校内での活動に変更または中止・延期、緊急事態宣言中の中学校の部活動は中止としました。また、感染リスクが高い生徒が密集する運動、歌唱指導、調理実習等は、内容の入替え、指導方法を工夫することとしています。感染予防対策についても職員に周知を図るとともに、保護者に対して協力を呼びかける文書を配付し、児童生徒、教職員の健康管理について、登校・出勤前の検温、健康観察の徹底等をお願いしています。健康観察カードについては、以前から継続をしておりますが、様式を改め、同居の家族の状況についても確認できるものとなりました。

また、学校等における感染症対策チェックリストに基づき、健康観察以外にも小まめな手

洗いの徹底、正しいマスクの着用、教室の換気、児童生徒の間隔の確保、給食等、飲食の場
面において飛沫を飛ばさないような席の配置、会話を控える対応など、感染症対策を徹底す
ることとしております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所にて新型コロナ対策に関して、市独自に実施した
事業について報告いたします。

令和2年度につきましては、下田市出生応援支援金給付事業と、ひとり親世帯応援給付金
事業を実施しました。1つ目の、下田市出生応援支援金給付事業につきましては、令和2年
度に実施された特別定額給付金、国民全員に10万円の給付金でしたが、基準日である令和2
年4月27日に生まれていなかった令和2年度の新生児を対象に10万円を支援金として支払い
ました。63人の新市民に630万円を支給いたしました。

2つ目の、ひとり親世帯応援給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影
響により、収入減等の影響を受けると考えられる低所得のひとり親世帯に給付金を支給した
ものです。令和3年2月に児童扶養手当を受給している第1子152人に各5万円、第2子以
降70人に各3万円の計985万円を支給いたしました。

令和3年度につきましては、非課税世帯商品券配布事業といたしまして、5月臨時議会で
補正を計上し、産業振興課の実施したプレミアム付商品券事業のプレミアム付商品券、額面
5,000円を令和3年1月1日を基準とした非課税世帯の世帯主に案内を送付し、申請のあっ
た2,022人に給付いたしました。

以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症に係る国等への要望
について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策の国への要望につきましては、令和3年6
月9日に都市自治体が独自に実施をしました事業者支援の施策等への財政措置や、地域公共
交通への支援を求める要望を全国市長会で決議をしております。

また、静岡県市長会を通じまして、令和3年8月6日に静岡県知事宛てに提出した新型コ
ロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要望において、市町の財政負
担を軽減するため、営業時間の短縮要請に応じる事業者への協力金について、地方負担分の

全額負担を要望しております。

また、同日、市長と市内経済団体、観光協会、商工会議所、料理飲食店組合、商店会連盟が静岡県庁を訪問いたしまして、まん延防止等重点措置の適用に係る支援について、直接、県知事に要請を行っております。

また、このほか、全国市長会等を通じまして、各種要請活動に積極的に参加をしているところでございます。今後も機会を捉え、要望・要請活動を努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） ただいまの企画課長の答弁に、1つ付け加えます。私が経済団体とともに県庁訪問というくだりがございます。あの頃、ちょうど下田でもクラスターが発生したり、沼津でもクラスターが発生し、病院のベッドの空きが非常に厳しくなっておりました。ただし、だからといって、経済的な封鎖をしますと、私たちのまちはとんでもないことになる。これで関係の皆様が早朝から市長室に集まってくださいますと、そしたらもう、県知事に直接、私たちの困窮を伝えようじゃないかということで、バスで行ってまいりました。例えば静岡とか浜松とか、沼津ぐらまで、そうかもしれないんですが、経済に自立性が高いまち、製造業がしっかりしていたり、あるいは企業の本支店がある、そうした経済活動が自立的に維持できるまちと、この下田は明らかに構造が違ってきます。私たちは観光客という消費者、あるいは観光業の関連業者、こうした人たちが非常にたくさん、このまちにはございまして、こうした飲食店を止めるとか、県境を越える動きを止めるとかといったことに対する影響があまりにも大きい。このことを伝えましたら、この地区の選出の県会議員の森県議も全く同じだということで、県議会のほうで議論して下さったと後ほど、その後に森県議から伺いました。その結果、従来だったら飲食店の休業要請に対する補償だけだったものが、飲食店以外でも一定レベルの経営の困窮度があった場合については助成金を出しましょうという、そういう制度を県でもつくっていただきました。また、私ども下田市としても、そういうふうな幅広い支援ということをやったところでございます。これは私というよりは、その経済団体をリードしている方々が知事に、本当に裾野が広いんですと、私たちのこのまちは、そういったところは皆さん小さいので打撃が大きい、だからぜひお願いしますというふうに生の声を伝えていただきましたのが非常に良かったというふうに感じるところでございます。ちょっと蛇足ですが申し上げました。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 御答弁ありがとうございました。順次再質問を、それぞれの項目ごとに進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

まず、南伊豆地域のごみ処理問題であります。市長はダイオキシンや水銀、鉛、カドミウムなどの有害物質を出していないかのような答弁をされ、疑問を持っていますが、これは明らかにしているわけであり。物質はなくなるわけです。1つの乾電池がもし炉の中に入っていれば、水銀もあるし、カドミウムもあるし、そういうものが入っているわけです。だからバグフィルターでそれらの有毒物質を除去して、外に出ないようにしているわけです。しかし、バグフィルターにはそれらのものが残るわけですから、それはばいじんとして出てくると。それを固めて持っていくという仕組みにしてあるわけ。それが出ないなんていう理解を市長がしてるんだとしたら、それは改めていただきたい。

そして、バグフィルターがどういうものかというのは、私どもの第2弾のチラシで、市長にも市民にもそのチラシをお配りさせていただいております。重量で99%の削減をいたしましても、粒やその小さな量から言えば、40%がそういうものは全部外へ出てるんだ。市長が言うところの、この廃棄物の処理法や、清掃事務所の濃度で決めた排出基準は適合してるかもしれないけども、そういう危険物が出ていないんだという証明こそ、逆にしてください、市長がそう言うんなら。出してるんです。だからどこの市町村も焼却炉を町なかに造るなんてことはしてないわけです。人ができるだけ住んでいないようなところに設置をするという配慮をしているわけです。ですから、それはもう市長の認識を改めていただきたい。私が間違っているのではなくて、市長がきちり理解していないんだと。

それから、課長の答弁の中で、効率的な運用になるんだと、こういう言い方でございますが、私は具体的に、先ほど言いましたように、効率的な運用ではないと。現状3億2,000万円できてるものが、今、計画してるのは5億円以上もかかるんだと、下田市が出すようになるんだと。数字で明らかにしてます。何で効率的かという、今ある施設を全部壊して、新しい施設にするという仮定の話の比較をして、その仮定の中で、下田に集めれば安くなるんですよ、こういう論理でしょう。下田の施設を考えてみましても、昭和57年に造って、13年に例のダイオキシンの法律ができて改修をする。平成19年、20年に大改修してるわけ。煙突を直す、施設を直すということをやっています。したがって、それから考えますと、十四、五年しかたっていないんです、大改修から考えれば。それを35年たったから一律に改修するんだ。ずっと燃やすということではなくて、少なくとも当面、燃やさない仕組みをつ

くっていくというのが流れなんです。焼却炉を、今ある焼却炉はそれは大切に使って、ごみを減量化して、長く使えるようにして、修繕するところは修繕をして、そして、やがては9年後、10年後には燃やさない仕組みをつくり上げるというのが、今一番必要なことなんです、市長。それを1市3町のごみを下田に全部集めて燃やすなんていうのは効率的でも何でもなし、どこが効率的なのか、御答弁ください。

それから、何回も言っていますように、現在、準工業地域になってるからいいんだと、これはおかしいんじゃないですか、まちというのは移り変わってるんですから、もう住宅地になり、都市計画のむしろ区画を変えなきゃならないようなときに来てるんじゃないですか。水害、地震の対応、津波の対応で、高いところに住宅が移ってるというのが今の下田の現状で、敷根が密集地になってると、住宅の。こういう現状がどうして市長の目には映らないのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、そういう意味で言えば、南伊豆町がこの指止まれとやったと。しかし、これは一部事務組合等のチェック機能が果たせないからだということが1つであります、一番大きな問題は、ごみが少なくなって、経営が成り立たないと、1トン当たり3万5,000円で受けるから、それでどうかと、こういう提案があったわけです。その当時、平成28年の下田の現状は、1トン当たり3万7,000円ぐらいかかってましたよ、僕の記憶ですと。それを3万5,000円でやるからと。しかし69トンぐらいの、70トンぐらいの焼却炉では、それはペイできないんです、ただ燃やすだけなんですから。それで破綻をしたと。南が提案したことと同じことを、今度は下田のあれでやろうとしてるんじゃないかと思うんです、この指止まれを。何で1市3町のごみを下田に持ってくるのかということの答弁をいただいてません。はっきり答弁をいただきたいと思います。

取りあえずごみ焼却炉について。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいまの再質問についてお答えいたします。

初めに、環境基準のお話が出ております。環境基本法に環境基準というのの定めがありまして、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるということで環境基準というものが定められております。また、同じ条文の中で、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないということで、これらの環境基準というものが科学的な知見に基づいて設定されているわけでございます。

先般、7月20日の説明会でも御説明申し上げましたが、これらの基準を満たすために、各

こういった清掃施設等について排出基準というのが定められており、これについてもより厳しい基準でもって排出を抑制するよう設定されておりまして、下田市の現在の清掃センターにおいても、これらの基準が満たされているわけでございます。その測定方法につきましても、大気汚染防止法でありますとか、ダイオキシン類対策特別措置法によりまして、その法令、規則、それから日本産業規格等の基準に沿って測定方法というのが詳細に定められております。その測定方法に沿って採取し、測定したものが、各種項目につきまして基準を大幅に満たしていると。その上で、今後計画する新しい施設におきましては、さらに厳しい自主規制値を設定し、対応していくと、その自主規制値を求めるようなさらに厳しいことを、新しい技術ですとか、そういったもので満たしていくといことで考えております。

それから、ちょっとバグフィルターのお話が出ておりましたけれども、バグフィルターにつきまして、その大きさですとかというところのお話がありましたけれども、現在のバグフィルターは、その後の技術的な向上がありまして、現在は、沢登さんが先ほどおっしゃった0.1マイクロメートル、その大きさのものにつきましてもバグフィルターで処理されるというふうになっております。

それから、燃やさない仕組み、効率的な運用で燃やさない仕組みを考えるべきだというお話につきましては、こちらも今まで答弁で申し上げているとおり、トンネルコンポスト方式というのを調査いたしまして、結果としてその方式が採用できない。そういう中で1つの選択として、現在の焼却方式、やむを得ないということで答弁をしているとおりでございます。

それから、都市計画のお話でございます。準工業地域だから、周辺、住宅化してるからというようなお話がございましたけれども、都市計画につきましては、これは確かに当初設定されたのが昭和五十五、六年、57年ですか、五、六年のはずですけども、その後、都市計画というのは不断の見直しを行われておりますが、現在の清掃センターの敷地というのは準工業区域に指定されておりまして、周辺の都市計画マスタープランの中でも周辺の土地利用の整合性というものを取った形で、地域の整備方針を定めているところでございますので、現在の場所は、現在もそういった見直しの結果、今も準工業地域というふうに引き続きなっているものというふうに認識しております。

それから、広域化の経済的な部分の、財政的な部分のお話、ありましたけれども、沢登さんがおっしゃるような形の仮定だから、こちら仮定だからというようなお話がありましたけれども、2月の全員協議会で資料示して、そちらで建設費と運営費という形でお示しをしております。仮に広域を選択しないで、下田市が単独で、同じ条件で単独炉を設置した場合

には、大体年間で計算すると8億円ぐらいになるんじゃないかと思うんですけれども、そういった金額がかかるような試算になっていたかと思います。そういった形で、今後の下田市の財政負担等や、1市3町での全体での財政的な負担を軽減する、そういった意味でも今回の広域化というものを検討し、1市3町でやっていこうというふうになったものでございます。

私から以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この7月の半ばに、県の連携協定の会議があったかと、広域の会議があったかと思うんです。そこで市長も確認、こういう方向を確認したということだろうと思いますが、その根本にありますのは、一番最近の例を言えば、平成31年3月29日の環境省が出した持続可能な適正処理を求める、このごみ処理の確保だと、広域化と集約化が必要なんだと。これですけど、この第1点で何を言ってるかと、集約化の中の適正な確保というのはPFIを検討しなさいよ、これはやりましたね、南伊豆町が、これは駄目になったと。そして今度は広域でやるんだと言うんですけど、その前に長寿命化計画がどうなのか検討しなさいということ言ってるんです。今ある施設を修理をして使うということはどうですかと、そういう比較をしていますか、比較論、やってない、下田も、1市3町のどの町村もそういう比較をまずやってないんです。しかも、先ほど言いましたように、大改修からは15年です。確かに建物は35年もたって、雨漏りして、直さなきゃなんないと思いますけども、言ってる内容の仕組みや制度は全く変わってないんです。だとすれば、それを修理していけば十分使えるというのがこの特色なんです、この焼却炉の。しかもこの焼却炉はやがて、燃やすのではなくて、燃やさない方式にしなさいということ国は言ってるわけです。したがって、100トン以上の炉にして、電気を発電しなさいと、こういう条件が全くないでしょう、69トン、70トン以下の、この1市3町の仕組みの中では。したがって、単純なる広域化ではなくて、その地域に合った処理の方法を考えなきゃなんないというのは明らかだと思うんです。それを単純に広域化すればいいという結論を出してるのが今の結論だと。

さらに2点目は、気候変動の対応しなさいと。CO₂を削減しなさいということ言ってるんです。今の計画で言えば、30年間もCO₂を出し続ける、燃やし続ける施設を造ろうというんですよ。私はもう生きていないんじゃないかと思いますが、30年後じゃ。30年後までCO₂を出すような施設を今造ろうなんて、市長、ちょっと考え直していただかないといけないんじゃないでしょうか。そういうものであってはいけないということは、国、環境省

そのものが出してるんですから、国自身が、削減をしましょうと。

さらに、廃棄物の資源化、バイオマスやいろんなことを研究しなさいと言ってるんですよ。トンネルコンポストを研究しましたと。それが駄目ですから、すぐに焼却ですよと、こういう結論を出すこと自身がおかしいんじゃないですか、それも。日にちや日程をかけて、今の炉だって少なくとも令和9年からですから、6年間の余裕はあるんですから、さらにそれを修理して、10年間ぐらいの余裕を持って、燃やさない方式を考えると、みんなで。そういうことが今求められてるんじゃないんでしょうか。

資源化というのは先ほど言いましたように、今の技術から言えば、メタンガス、あるいはそれから電気をつくる、お湯をつくる、あるいは肥料や飼料をつくるという、こういうことになりますから、そういう産業と結びつけることの事業展開をしなければ、単なるごみ処理、燃やすということでは終わらないということになるわけです。

具体的に必ずしもこれをやれという意味ではございませんけども、お渡しした資料の、はぐってみて103ページを読んでいただきたいと思うわけです。これは大木町の紹介例でございますけども、この4万人のところでは200か所以上の説明会をしてると言うんです。今、下田市において、このごみ処理の計画の中で、市民とともに進めなきゃならないこの事業であるにもかかわらず、何回の説明会をしてるの、どういう形で市民から意見を聴取してるんですか、協力を引き出してるんですか。市民対象の循環シンポジウムを何回も学者先生を呼んでやってると。我がまちはどうしたらいいかという研究をしてると。ごみ分別を地域で指導する指導員を50人も募って育成をしたと。分別優良地区の表彰もしてる。小学校の循環授業の指導もしてる。学校給食への対応もしてる。しかもこれは市民の憩いの場所、カフェを、このメタンガスをつくってるところで展開をしてると紹介がされてるわけです。必ずしもこうやれということではございませんけども、こういう先進事例が幾つもあるわけです。そして国が言ってるのは100トン以上、あるいは日量400トン燃やすような焼却炉ですから、この伊豆半島にそういうものを適用しようとしても適用できないというのが私は明らかだと思います。

だとすれば、この70トンの炉でお湯をつくったり、電気をつくったり、そういう事業展開ができるのかできないのか、明らかにしていただきたいと思います。いかがでしょう。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますますがよろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい、結構です。

議長（滝内久生君） 2時20分まで休憩します。

午後 2時 5分休憩

午後 2時20分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、沢登議員の再質問にお答えいたします。

まず、最後にエネルギーといった形で活用するのかというようなお話があったかと思いません。今回、交付金を活用して事業を進めるという循環型社会形成推進交付金というの中、先ほど来、出ている、平成31年の通知にございましたとおり、エネルギーに活用とか、そういった部分もメニューとして盛り込まれておりまして、それでは発電というものは必ずしもやりなさいとか、そういったことではございませんで、今回、1市3町で計画している施設の中では余熱利用して、場内、エネルギー活用できる、温熱利用でやるのか、空調までできるのか、そういった部分についての活用は検討しているところでございます。

それから財政的な面のちょっとお話で補足させていただきますと、2月の全協以降、その100億円という数字が常々、ちょっと独り歩きをしていってしまっているような状況なんですけれども、あくまで令和元年に作成した、可能性調査というものを作成した際に、メーカーアンケートという形で十数社のメーカーにアンケートを取ったうちの回答をいただいた5社の数値を単純に平均をした中で取った数値ということで、もう本当に10億円規模で全数値が変わる可能性のある、非常に雑駁な、ある仮定に基づいた数値ということで、単純にこれを現在うちの決算額ですとか、そういった部分と比較するというのは、ちょっと数字というのは比較の対象としてあまり適切ではないのかというふうに思います。

私は以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 待てないので、時間ばかりたつから、また質問しますけど、その可能性を調査したのであるので、正確な数字ではないと、こういう課長の答弁でございましたけども、その数字によって焼却炉のほうが、下田の、1市3町の焼却炉を下田で造ったほうが効率的だという結論出したんじゃないんですか。実態的には下田は単独で今のものを全

部壊して、新しく造り替えると、85億円かかると。言ってみれば、今の施設は約85億円の価値があるんだと、こういう具合にも言い直せると思うわけです。それが各、あと3町から20億円とか22億円拠出してもらえば、下田は42億円出せばいいんだと、こういう数字を出してあるのではないのでしょうか。

したがって、西伊豆町も松崎町も22年ぐらいしか使ってない施設を、30年も35年も使える施設を、使えないかのように。

議長（滝内久生君） 5分前です。

13番（沢登英信君） 想定をして、計算をしてるんじゃないですか。まさにこの資料は、他町村の首長をごまかしてるような資料を提出して、焼却炉は安くできるんだと、こういう論理を組み替えていると、こう言わざるを得ないと思います。それから100億円のこの数字の中では、かえって温熱や電気をつくると施設費がかかって、余分に費用がかかるので、そういうものはつukらないということが明記してある。つukらないじゃなくて、つukれないと、規模的に。つukっても効率化に成り立たないということが明確に記載がされていようかと思ひます。

こういうことから考えても、しかも下田市の現状のごみの年間の処理量は、8,000トンぐらいだと思います。多くて8,800トン。この30年度時点で1市3町のごみの量は1万8,000トンと先ほど言いましたように、そのうちの9,000トン、半分が下田市が燃やしてる量です。したがって、あと3町のものは9,000トンあるわけですから、新たな焼却炉をもう一つ造ると、しかも敷根に造ると、こういう言い方ができるんだと。今のところにもう一つ、焼却炉を造るようなことを市長、するのかと、こういうことを問うてるわけです。ぜひそれは考えを改めていただいて、焼却炉を造らない方法というのを時間を、今の計画でも6年間はあるんですから、3年間でごみの減量化をする、9,000トンのごみを4,500トンに半分にする。そうすればなおさら焼却炉は要らなくなってくるわけです。人口が減る、2万人が今、1万9,800何人ぐらいになっていようかと思うんです。6年後、5年後にどうなるのかと。1万7,000人、あるいは1万6,000人になる。この状況は下田だけではなくて、1市3町も同じような状況になるわけです。そういう状況の中で、焼却炉を造ることが妥当なのかと。焼却炉を造らない方法というのが今開発されてるんだから、その道を研究して踏み出すと、その期間が3年間ないし6年間あるんだと。やりようによっては、修理をすれば10年間、そういう期間が取れるんだということを力説してるわけです。

ぜひともそういう方向を、広域で一定の結論を出したのかもしれませんが、もう一度、

吟味をし直して検討し直していただきたいと市長に強く要望して、その点は時間もありませんので、終わりたいと思います。

それから、海水浴場の件でございますが、一定の前進をして、3件の指示書を出したということでございますので、ぜひともその点を御検討を、さらに条例を使うという、こういう方向を現実のものとしていただきたいと思います。

それから、この吉佐美の舞磯の海岸空地につきましては、ずっと占用道路ではないにもかかわらず占用してるという事態を引き起こして、地元の人たちも困っているわけですので、ぜひとも県と協議をし、早急にこの解決をしていただきたい。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

13番（沢登英信君） いつ質問しても同じような返事しか返ってこない。

それから、吉佐美大浜のトイレについては、区営のトイレはありますけども、これも古くなって、実態的に市営の、市がつくった海水浴場にトイレ施設がないというのは吉佐美大浜海水浴場だけだと思うわけです。ぜひともそういう意味では、県のつり橋があったり、ボードウォークがあったり、施設もあるわけですから、早急に一体の計画をつくって、海水浴場としての整備を図っていただきたい。いつ質問しても、同じ返事しか返ってこないというようなのは非常に残念でございますので、その点をよろしくお願いをしたいと思いますが、再度要請をいたします。

入田浜海水浴場の護岸整備についても、こうすればいいんだというだけではなくて。

議長（滝内久生君） 時間です。

13番（沢登英信君） 解決する方向で手を貸していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

質問の御答弁をお願いします。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） まず、焼却炉、敷根にもう一つ造るのかというようなお話がちょっとあったように聞こえたんですけども、3つ目を造るというような意味なのかどうか、ちょっとすみません、質問の趣旨が分からないんですけども。いずれにせよ、今後、焼却炉の規模ですとか、その財政的な面につきましては、現在の基本構想、それから基本計画等の中でより精査して、ごみ減量化、リサイクル化の推進等、含めまして、小規模化、極力できるような形で今後進めていきたいというふうに考えております。

それから、まだ6年間あるというようなお話なんですけれども、なかなか現場では、現在、

焼却炉を、もう既に部品がなくて、今日壊れたらどうしよう、明日壊れたらどうしようというような、そういうような状況もある中で、平成25年の南伊豆町さんのほうで進めて始められた勉強会等の広域化の検討というものを進めてきて、現在に至っていると。この6年間、いつ壊れてもおかしくないような状況で、また、一からなかなか検討を進めるというのは、今はとにかく喫緊の課題として、この焼却炉をどうしようかというような状況にあるという中で、広域化の検討ということで御了解いただきたいと思います。

私は以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは、吉佐美大浜のトイレの関係につきましてお答えさせていただきたいと思うんですが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、吉佐美大浜へのトイレの設置というような要望につきましては、既に地元のほうからもいただいておりまして、県の観光地域づくり整備事業費補助金の前提となります観光地エリア計画も策定をしておるところでございますが、あそこに関しましては、やはり夏の繁忙期と通常の閑散期と申しますか、その利用者数に大きな変動があるよというようなことで、設置をしようとするトイレの規模をどれぐらいにするかというようなところが非常に難しい問題になってくるのかなというふうに考えております。

それと、先ほど申し上げましたとおり、トイレ単体での整備に関しては、その補助金が頂けないというようなこともありまして、今後その周辺のエリアの面的な整備含めて、地元との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 舞磯の海岸空地と市道下条線の件ですが、先ほども申し上げましたように、浜の海岸空地の不法占有については、県が是正指導を現在も行っているところでございます。市道下条線の付け替えにつきましては、周辺隣接者と交渉は行っておりますけど、まだ了解が得られてない状況でございますが、粘り強く交渉して、付け替えを行いたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 入田の護岸につきましては、海岸というのは、浜というか、波で侵食されたり、背後の駐車場とか、そこから流れてくる雨水ですよね、通常流れてるん

ですけど、今、御存じのとおり大雨が降ったときに、そこに流れないであふれて、違うところに行ったりして、その道路からの侵食って2つあると思うんですけど、その辺の中でどういう構造物ができるかというのは、いろいろあると思うんですけど。

ただ1点は、議員も御承知だと思う、あそこに営業してる店があるもんで分かってると思うんですけど、27年に津波対策の関係で、吉佐美の地区協議会を立ち上げて、記憶だと6回ぐらい、検討会をしたと。それプラス、地区の説明会も1回やってるところです。その中で、やはり自然豊かな海岸の利用と、あともう一点、防災安全、安全対策両面から考えたときに、吉佐美地区につきましては、やっぱり堤防、そういう施設を造らないで、避難ということを中心に考えていくという結果になりまして、海岸保全を担当している産業振興課としてはそこを尊重しまして、ただ、時代が変わって、状況が変わったときに、先ほど言ったように、地元の意見等がまとまると、事業化に向けたことが要望があれば、その辺の検討はさせていただきますという回答をしたところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） まず1つだけ確認したいんですけども、その確認というのは、循環型社会、SDGs、脱炭素、こういったことについて、下田市ではトップランナーを目指すというふうに申し上げてきています、今まで。これについては議員と恐らく方向性が全く同じだろうと思います。ただ、すみません、私は現実的にどうやってそこに目指すのかといった行程表をつくらなければなりません。一朝一夕にごみが皆さん、出さないようになるとは、ちょっと可能性としてはほとんどゼロに近いと思います。ですから、しっかりと私たちはそこに向かって様々な勉強をして、一人一人の生活のスタイルを変えていただくということになります。

例えば、スーパーなんかに行きましても、私たちのこの日本は、一つ一つ、個別に包装されていて、それを私たちは何の疑いもなく購入しています。もうはるか昔ですけど、私がヨーロッパをいろいろとバックパックのような形で歩いたときに、商品が山と積まれていて、そこから自分が欲しいだけ取って、それで目方を量って、その目方を量ったところから出てくる値段表が、その値段表を持って行って、スーパーのレジで買うと。そこにビニールはないわけですよね。さらにそこでスーパーが30年ぐらい前だったような気がするんですけど、プラスチックバッグが要るかと言う、プラスチックバッグというのはビニール袋のことですね、要るかと言う、その30年前に要るかと言われて、何のことかと思ったら、いや、下さい

と言ったら、じゃあ何セントだみたいな感じで言うわけです。ああ、有料なんだというのはかなり衝撃だったんです。今、日本はそれができるようになっている。

ほかにもあります。田舎あるあるに、田舎者はコンビニに車で行くというのが田舎あるあるであるんです。都会の人はコンビニなんていうのは歩いていくに決まってる。それはある程度の距離の差、あるかもしれないけど、実は短距離でさえ田舎の人は車で行くという、そういった統計が出ています。車からは排気ガスが出ます。排気ガスが出る、そこに顔を近づけたらとんでもないことになります。ですが、この排気ガスは、私たちは基準の中に抑えることによって、車という便利な道具を生活の中で使っているわけです。とはいいいながら、やっぱり地球への負荷を考えて、車じゃなくてもいいときは歩いていこうと、エレベーターじゃなくて徒歩で、階段で行こうと、こういうふうな一人一人の行動の変容が重要であろうというふうに思っています。

過剰包装については、今、コロナの中でどうしても他人との接触を避けるという意味から、一気になかなか進まないかもしれませんが、そういった総合的にみんなで取り組むこの循環型社会への指向性というものについて、今後も取り組んでまいりますので、市としても一生懸命やってまいりますので、また御指導いただければと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。